

国土調査関係法令集(地籍調査編)

改訂第 12 版(令和3年)

7月27日発売開始決定



定 価：7,000円

(税込・送料別)

会員価格：5,000円

(税込・送料無料)

A5判 モノクロ刷

約2,100頁

発行 公益社団法人 全国国土調査協会

本書は、昭和37年の初版を発刊後、随時その改訂をしてきた法令集であり、国土調査事業70周年に当たる令和3年に改訂第12版として発刊するものです。

収録法令等(通達、通知、事務連絡、マニュアル等を含む。)の内容は、令和3年6月11日現在の規定です。収録総数は、明治29年から令和3年までの125年間ににおける207法令です。

地籍調査の実施に関する運用規定である地籍調査作業規程準則及び同運用基準については、令和2年及び令和3年の改正新旧表をも収録しています。

また、収録法令等の検索の便宜のため、インデックス・シールを作成しています。

第1章 国土調査に関する基本法等、第2章 国土調査に関する手続法令等、
第3章 地籍調査に関する作業法令等、第4章 作業工程別の通知等
第5章 地籍調査推進施策関係、第6章 所有者不明土地関係、
第7章 参考法令等、索引は、法令発出の年月日順と五十音順

内 容 見 本
A4判 縮小

2-1 国土調査法、国土調査法施行令

国土調査法	国土調査法施行令
国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)	国土調査法施行令 (昭和二十七年政令第五十号)
改正：昭 27 法 284、昭 28 法 59、昭 31 法 148、昭 32 法 113、昭 35 法 14、昭 36 法 106、昭 43 法 94、昭 49 法 92、昭 53 法 54、昭 60 法 37、昭 61 法 46、平 元 法 22・法 84、平 3 法 15、平 5 法 8、平 11 法 87・法 102・法 160、平 16 法 124、平 22 法 21、平 23 法 35、平 25 法 44、令 2 法 12	改正：昭 27 政 320・政 479、昭 28 政 30 政 47・政 133、昭 32 政 35 政 190・政 263、昭 37 政 281 政 14、昭 41 政 30、昭 43 政 310 政 158、昭 47 政 101、昭 49 政 251 政 16、昭 53 政 282・政 286・昭 60 政 24・政 31、昭 62 政 54、51、平 2 政 183、平 11 政 346、312、平 15 政 28、平 17 政 378 政 79・政 169、平 25 政 184、令 元 令 2 政 137・政 183
第一章 目的及び定義 (目的) 第一条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査 二 都道府県が行う基本調査 三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定に	(土地改良区その他の者) 第一条 国土調査法(以下「法」という。)第二条第一項第三号の規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 土地改良区及び土地改良区連合会 二 土地地区画整理組合 三 農業協同組合及び農業協同組合連合会 四 森林組合、生産森林組合、林組合連合会 五 農業委員会 六 水害予防組合法(明治四十四年法律第五十号)の規定に基づき設立される水害予防組合及び水害予防組合連合会

2-7 土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等について

(令和 2 年 9 月 29 日付け国不籍第 196 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)

本年 3 月 31 日に公布された土地基本法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 12 号。以下「改正法」という。)及び同年 6 月 12 日に公布された国土調査法施行令等の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 183 号。以下「改正政令」という。)の一部の規定が本日付けで施行されるとともに、国土調査法施行規則等の一部を改正する省令(令和 2 年国土交通省令第 79 号。以下「改正省令」という。)が本日付けで公布・施行されました。

これら法令の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等については、下記の点に留意いただくとともに、この旨を食管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対しても周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、特に断りがない限り、下記に掲げる国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号。以下「国土調査法」という。)、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号。以下「不登法」という。)、国土調査法施行令(昭和 27 年政令第 59 号。以下「施行令」という。)、国土調査法による不動産登記に関する政令(昭和 32 年政令第 130 号。以下「国土法登記令」という。)、国土調査法施行規則(平成 22 年国土交通省令第 50 号。以下「施行規則」という。)及び地籍調査作業規程(昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。)の条文は、改正政令及び改正省令による改正後のものとなります。

おって、下記については法務省民事局と協議済みであることを申し添えます。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づくものです。

記

第 1 街区境界調査成果に係る特例(国土法第 21 条の 2 関係)

1 総論

地籍調査は、国土法第 2 条第 5 項において、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行うものとされている。これについて、特に都市部においては調査の困難性の高さから進捗が遅れているところであるが、道路等の公有地と私有地との境界(いわゆる官民境界)が明らかになっていけば、地籍調査が完了する前であっても、災害からの迅速な復旧・復興、まちづくり等において効果が見込まれることから、今般の改正により、地籍調査の途中成果である官民境界の先行調査の成果(街区境界調査成果)に係る特例を創設するものである。

2 地

目 次	
第 1 章 国土調査に関する基本法等	1
第 2 章 国土調査に関する手続法令等	19
第 3 章 地籍調査に関する作業法令等	21
第 1 節 地籍調査作業規程準則・運用基準、法施行規則等	
3-1-1 地籍調査作業規程準則・地籍調査作業規程準則運用基準 ・地籍調査作業規程準則運用基準(別表)	
〈参考 1〉 地籍調査作業規程準則 新旧表(令和 2 年 6 月分)	
〈参考 2〉 地籍調査作業規程準則 新旧表(令和 2 年 9 月分)	
〈参考 3〉 地籍調査作業規程準則運用基準 新旧表(令和 2 年 6 月分)	
〈参考 4〉 地籍調査作業規程準則運用基準 新旧表(令和 2 年 9 月分)	
3-1-2 地籍調査作業規程準則 第 4 節 一筆地調査	
3-1-3 地籍調査作業規程準則 第 1 款 関係機関との調整	
3-1-4 地籍調査作業規程準則 第 2 款 調査図素図及び地籍調査票又は街区境界	
3-1-5 地籍調査作業規程準則 第 3 款 地番の調査	
3-1-6 国土調査法施行令 第 4 款 地目の調査	
第 2 節 工程管理及び地籍調査の進捗管理	
第 3 節 基本調査関係	
第 4 章 作業工程別関係	
第 1 節 事務取扱全般	
第 2 節 計画・準備	
第 3 節 地籍測量	
第 1 款 マニュアル	
第 2 款 準則第 8 条	
第 3 款 地籍測量・	

第 5 章 地籍調査推進施策関係	1561
第 1 節 国土調査法第 19 条第 5 項の指定	
第 2 節 地籍整備推進調査費補助金	
第 3 節 地籍調査推進施策	
第 6 章 所有者不明土地関係	1815
第 7 章 参考法令等	1921
民法〔抄〕、地方自治法〔抄〕、地方財政法〔抄〕、特別交付税に関する省令〔抄〕、不動産登記法〔抄〕、不動産登記令〔抄〕、不動産登記規則〔抄〕、不動産登記事務取扱手続準則〔抄〕、国土調査法による不動産登記に関する政令、登記手数料令〔抄〕、筆界特定申請手数料規則〔抄〕、農地法〔抄〕、森林法〔抄〕、河川法〔抄〕、公有水面埋立法〔抄〕、道路法〔抄〕、国土利用計画法〔抄〕、住居表示に関する法律〔抄〕、地方税法〔抄〕、固定資産税評価基準〔抄〕	
索引	
法令発出の年月日順	2037